

# 北九州市公報

発行所  
北九州市小倉北区内1番1号  
北九州市役所

## 目次

### ◇ 告 示

ページ

- 北九州広域都市計画臨港地区の分区の変更【港湾空港局港湾整備部計画課】 2

### ◇ 公 告

- 一般競争入札による市有財産の売払い【産業経済局企業立地支援部企業立地支援課】 6
- 北九州港港湾計画の変更の概要【港湾空港局港湾整備部計画課】 9
- 北九州市が発注する建設工事の請負契約の競争入札参加資格の審査の受付方法等【技術監理局契約部契約制度課】 10

### ◇ 上下水道局

- 北九州市上下水道局が発注する建設工事の請負契約の競争入札参加資格の審査の受付方法等【上下水道局総務経営部経営企画課】 14

### ◇ 交 通 局

- 北九州市交通局が発注する建設工事の請負契約の競争入札参加資格の審査の受付方法等【交通局総務経営課】 18

### ◇ 公営競技局

- 北九州市公営競技局が発注する建設工事の請負契約の競争入札参加資格の審査の受付方法等【公営競技局総務課】 22

### ◇ 教育委員会

- 指定管理者の指定【教育委員会中央図書館運営企画課】 26

北九州市告示第463号

港湾法（昭和25年法律第218号）第39条第1項の規定により、北九州広域都市計画臨港地区の分区を次のとおり変更する。

その関係図面は、北九州市港湾空港局港湾整備部計画課において一般の縦覧に供する。

令和6年12月16日

北九州港港湾管理者 北九州市  
代表者 北九州市長 武内和久

## 1 分区の種類及び範囲

### (1) 商港区

北九州市門司区

新門司北一丁目の全部並びに新門司一丁目、新門司二丁目、新門司北二丁目、新門司北三丁目、新門司北三丁目地先、大字今津、大字猿喰、大字白野江、太刀浦海岸、大字田野浦、田野浦海岸、大久保二丁目、旧門司一丁目、旧門司二丁目、浜町、東港町、港町、西海岸一丁目、西海岸二丁目、西海岸三丁目、片上海岸、小森江一丁目、大里本町一丁目、大里本町二丁目及び松原二丁目の各一部

北九州市小倉北区

末広二丁目、浅野二丁目、浅野三丁目及び西港町の各一部

北九州市若松区

大字二島、久岐の浜、本町一丁目、本町二丁目、北湊町、大字安瀬、響町一丁目、響町二丁目、響町三丁目及び響町三丁目地先の各一部

北九州市八幡西区

洞北町の一部

北九州市戸畑区

大字中原、川代一丁目、川代二丁目、北鳥旗町及び銀座二丁目の各一部

### (2) 工業港区

北九州市門司区

新門司一丁目、新門司二丁目、新門司三丁目、白野江三丁目、大字田野浦、田野浦二丁目、田野浦海岸、新開、大久保二丁目、大久保三丁目、瀬戸町、大里元町及び大里本町一丁目の各一部

北九州市小倉北区

浅野三丁目、許斐町、東港二丁目及び西港町の各一部

北九州市若松区

柳崎町の全部並びに大字二島、赤岩町、藤ノ木二丁目、藤ノ木三丁目、

北浜一丁目、北浜二丁目、桜町、大字安瀬、響町一丁目、響町一丁目地先、響町二丁目、向洋町及び大字小竹地先の各一部

北九州市八幡東区

大字枝光、大字尾倉及び大字前田の各一部

北九州市八幡西区

東浜町、築地町、屋敷二丁目、舟町、大字藤田、大字熊手及び洞南町の各一部

北九州市戸畑区

大字戸畑、大字中原、飛幡町、銀座二丁目、牧山五丁目及び牧山海岸の各一部

(3) 特殊物資港区

北九州市小倉北区

末広二丁目の一部

(4) 漁港区

北九州市門司区

新門司二丁目、太刀浦海岸、大字田野浦、旧門司二丁目及び大里本町三丁目の各一部

北九州市小倉北区

末広一丁目、末広二丁目及び西港町の各一部

北九州市若松区

浜町一丁目の一部

北九州市戸畑区

川代二丁目及び銀座二丁目の各一部

(5) 保安港区

北九州市門司区

新門司二丁目及び瀬戸町の各一部

北九州市小倉北区

末広二丁目及び西港町の各一部

北九州市戸畑区

大字中原の一部

(6) マリーナ港区

北九州市門司区

新門司北二丁目の一部

(7) 修景厚生港区

北九州市門司区

新門司北三丁目の一部

北九州市若松区

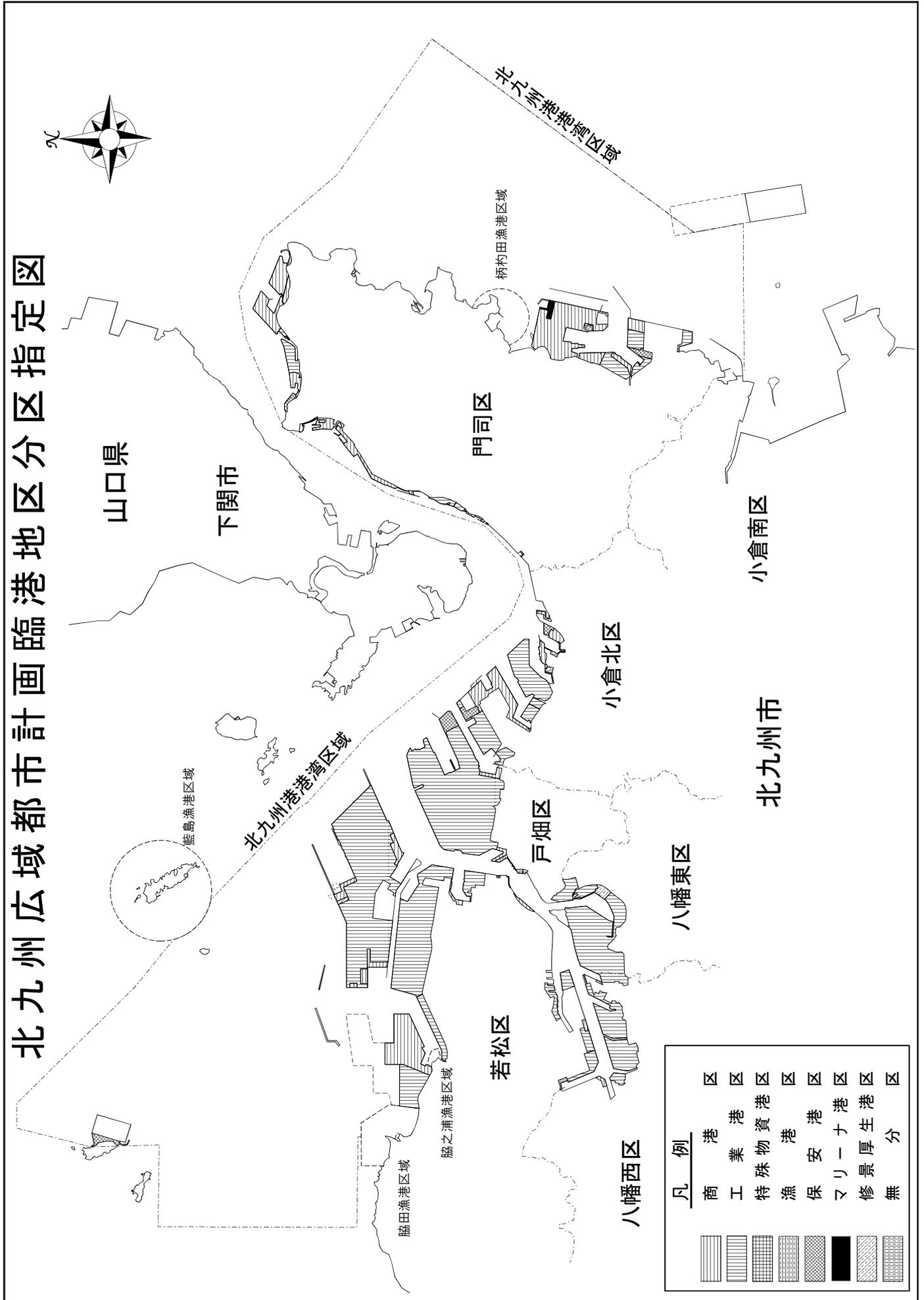
本町一丁目及び響町一丁目の各一部

北九州市八幡東区

大字枝光の一部

- 2 北九州広域都市計画臨港地区分区指定図  
次の図面のとおり

# 北九州広域都市計画臨港地区分区指定図



北九州市公告第 864 号

市有財産を一般競争入札により売り払うので、北九州市契約規則（昭和 39 年北九州市規則第 25 号。以下「契約規則」という。）第 4 条第 1 項の規定により、次のとおり公告する。

令和 6 年 12 月 16 日

北九州市長 武内和久

1 売り払う物件

別表のとおり

2 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所

北九州市小倉北区城内 1 番 1 号

北九州市産業経済局企業立地支援部企業立地支援課

(2) 期間

この公告の日から令和 7 年 1 月 31 日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日（以下「日曜日等」という。）並びに令和 6 年 12 月 30 日から令和 7 年 1 月 3 日までの日を除く。）の毎日午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

3 入札の要領及び分譲申込書を交付する場所及び期間

(1) 場所

北九州市小倉北区城内 1 番 1 号

北九州市産業経済局企業立地支援部企業立地支援課

(2) 期間

この公告の日から令和 7 年 1 月 31 日まで（日曜日等及び令和 6 年 12 月 30 日から令和 7 年 1 月 3 日までの日を除く。）の毎日午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

4 入札の参加申請を受け付ける場所及び期間

(1) 場所

北九州市小倉北区城内 1 番 1 号

北九州市産業経済局企業立地支援部企業立地支援課

(2) 期間

令和 6 年 12 月 16 日から令和 7 年 1 月 10 日まで（日曜日等及び令和 6 年 12 月 30 日から令和 7 年 1 月 3 日までの日を除く。）の毎日午前 9 時から午後 5 時まで

5 入札及び開札の日時及び場所

(1) 入札日時

令和7年1月31日午前10時

(2) 開札日時

入札締切り後直ちに行う。

(3) 入札及び開札の場所

北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市役所本庁舎地下2階第2入札室

6 入札に参加することができる者の資格

次に掲げる事項のいずれにも該当しないこと。

(1) 北九州市が行う市有地売払いに関し、下記の事実があった後2年を経過していない者

ア 入札を取り消されたことがある者

イ 落札者として資格を取り消されたことがある者

ウ 申込みを取り消されたことがある者

エ 正当な理由がなく契約を締結せず、又は履行しなかった者

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項又は契約規則第2条に該当する者

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）のほか、次に掲げる者

ア 入札に係る物件を暴力団の事務所その他これに類するものの用に供しようとする者

イ 法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

ウ 次のいずれかに該当する者

(ア) 法人でその役員等が暴力団員であるもの又は暴力団員がその経営に実質的に関与しているもの

(イ) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団を利用している者

(ウ) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

(エ) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(オ) 暴力団又は暴力団員であると知りながらこれを不当に利用している者

エ アからウまでに掲げる者の依頼を受けて入札に参加しようとする者

## 7 入札保証金

(1) 1物件につき5万円

(2) 落札者が契約を締結しないときは、入札保証金は、北九州市に帰属する。

## 8 入札の無効

契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

## 9 入札の中止

特別の事情がある場合は、入札を中止し、延期し、又は取り消すことがある。この場合において、入札者及び入札に加わろうとする者が損失を受けても、北九州市は、補償の責めを負わない。

## 10 先着順売払いについて

売払い物件について入札者がいないとき、再度入札に付し落札者がいないとき、又は落札者が契約を締結しないときは、先着順により申請を受け付け、売り払う。

(1) 受付及び申請書を交付する場所

北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市産業経済局企業立地支援部企業立地支援課

(2) 受付期間

令和7年4月1日から同年6月30日まで（日曜日等を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

(3) 買受資格

入札に参加することができる者の資格と同じ。

## 11 入札等に係る問合せ先

北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市産業経済局企業立地支援部企業立地支援課

電話 093-582-2065

## 別表

番号	売 り 払 う 物 件			
	所在地	公簿地目	実測面積 (㎡)	最低売却価格 (円)
1	若松区青葉台西六丁目2番110	宅地	1,462.25	45,630,000

北九州市公告第 865 号

港湾法（昭和 25 年法律第 218 号）第 3 条の 3 第 9 項の規定により、北九州港港湾計画の変更の概要を次のとおり公告する。

令和 6 年 12 月 16 日

北九州港港湾管理者 北九州市

代表者 北九州市長 武内和久

1 港湾計画の変更の概要

北九州港港湾計画の改訂の概要（令和 5 年北九州市公告第 828 号）によりその概要を公告した北九州港港湾計画について変更した事項は、次のとおりである。

(1) 土地造成及び土地利用計画

土地利用計画

地区名	面積（ヘクタール）		用途
	変更前	変更後	
新門司南地区	21	38	港湾関連用地
	96	79	工業用地

2 港湾計画の縦覧場所

北九州市門司区西海岸一丁目 2 番 7 号

北九州市港湾空港局港湾整備部計画課

北九州市公告第 8 6 6 号

令和 7 年 6 月 1 日から令和 9 年 5 月 3 1 日までの間において、北九州市が発注する建設工事の一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有する者の名簿を作成するために、北九州市建設工事競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成 6 年北九州市規則第 5 9 号。以下「規則」という。）第 4 条第 2 項（規則第 1 1 条において準用する場合を含む。）の定時受付を行うので、規則第 4 条第 4 項（規則第 1 1 条において準用する場合を含む。）の規定により、競争入札参加資格の審査の申請書の提出時期、受付方法等をおり公告する。

令和 6 年 1 2 月 1 6 日

北九州市長 武 内 和 久

1 建設工事の種類

- (1) 土木工事
- (2) 港湾工事
- (3) 建築工事
- (4) 大工工事
- (5) 左官工事
- (6) とび・土工・コンクリート工事
- (7) 石工事
- (8) 屋根工事
- (9) 電気工事
- (10) 管工事
- (11) タイル・れんが・ブロック工事
- (12) 鋼構造物工事
- (13) 鉄筋工事
- (14) 舗装工事
- (15) しゅんせつ工事
- (16) 板金工事
- (17) ガラス工事
- (18) 塗装工事
- (19) 防水工事
- (20) 内装仕上工事
- (21) 機械器具設置工事
- (22) 熱絶縁工事

- (23) 電気通信工事
- (24) 造園工事
- (25) さく井工事
- (26) 建具工事
- (27) 水道施設工事
- (28) 消防施設工事
- (29) 清掃施設工事
- (30) 解体工事

## 2 競争入札に参加することができない者

- (1) 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者（特別の理由がある場合を除く。）
- (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者（特別の理由がある場合を除く。）
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者
- (4) 次のいずれかに該当すると認められる者でその事実があった後別に定める期間を経過しないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
  - ア 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
  - イ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
  - ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
  - エ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
  - オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
  - カ 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者
  - キ アからカまでのいずれかに該当する事実があった後別に定める期間を経過しない者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (5) 経営状態が著しく不健全であると認められる者
- (6) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項に規定する許可を受けていない者

(7) 建設業法第27条の23第1項に基づく経営に関する客観的事項の審査を受けていない者

(8) 共同企業体でその構成員が前各号のいずれかに該当するもの

### 3 申請の受付期間

令和7年1月14日から同年2月5日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後8時まで

### 4 申請の受付方法

#### (1) 申請方法

インターネットを利用して下記北九州市技術監理局契約部ホームページアドレスから北九州市入札参加資格審査申請システムにアクセスし、画面上の申請フォームに必要事項を入力し、送信した後、速やかに次号に定める書類を提出する。

北九州市技術監理局契約部ホームページアドレス

<http://www.k-nyusatsu.city.kitakyushu.jp>

#### (2) 提出書類

申請内容を電子的に送付した後、次に掲げる書類（以下「提出書類」という。）を書留郵便にて提出すること。ただし、提出書類エ、オ、キ、クからセまで及びチは、必要に応じて提出することとする。

なお、提出書類ウ、エ、クからシまで及びツは、前号による申請の後、北九州市入札参加資格審査申請システムより入手することができる。

ア 登記事項証明書

イ 経営規模等評価結果通知書の写し

ウ 使用印鑑届

エ 委任状

オ 建設業許可申請書の別表

カ 印鑑証明書

キ 給与支払報告書（総括表）の写し

ク 工事用機械器具調書

ケ 主観点による加点の辞退届

コ 北九州市内事業所等調書

サ 保有作業船調書

シ 舗装工事関係機械調書

ス 社会的責任・社会貢献関係資料

セ 北九州市税に係る納税証明書

ソ 消費税及び地方消費税に係る納税証明書

- タ 労働保険料納入証明書
- チ 社会保険等関係届出書
- ツ 誓約書

(3) 提出先

〒 8 0 3 - 8 5 0 1  
北九州市小倉北区城内 1 番 1 号  
北九州市技術監理局契約部契約制度課

(4) 申請に用いる言語

申請に用いる言語は日本語とし、提出書類で外国語を用いて記載しているものは日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

5 規則第 1 2 条第 2 項第 2 号の審査基準日

令和 7 年 1 月 1 日

6 競争入札参加資格の審査結果の通知

令和 7 年 5 月 3 1 日までに資格審査結果通知書により通知する。

7 競争入札参加資格の有効期間

令和 7 年 6 月 1 日から令和 9 年 5 月 3 1 日まで

8 競争入札参加資格を有する者の名簿の公開方法

北九州市技術監理局契約部契約制度課及び北九州市立文書館で閲覧に供するとともに北九州市技術監理局契約部ホームページで公開する。

9 公告に関する問合せ先

北九州市技術監理局契約部契約制度課  
北九州市小倉北区城内 1 番 1 号  
電話 0 9 3 - 5 8 2 - 2 5 4 5  
F A X 0 9 3 - 5 8 2 - 3 1 1 3

## 北九州市上下水道局公告第181号

令和7年6月1日から令和9年5月31日までの間において、北九州市上下水道局が発注する建設工事の一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有する者の名簿を作成するために、北九州市上下水道局建設工事競争入札参加者の資格及び審査等に関する規程（平成6年北九州市水道局管理規程第8号）第2条において準用する北九州市建設工事競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成6年北九州市規則第59号。以下「規則」という。）第4条第2項（規則第11条において準用する場合を含む。）の定時受付を行うので、規則第4条第4項（規則第11条において準用する場合を含む。）の規定により、競争入札参加資格の審査の申請書の提出時期、受付方法等をおり公告する。

令和6年12月16日

北九州上下水道局長 持山泰生

### 1 建設工事の種類

- (1) 土木工事
- (2) 港湾工事
- (3) 建築工事
- (4) 大工工事
- (5) 左官工事
- (6) とび・土工・コンクリート工事
- (7) 石工事
- (8) 屋根工事
- (9) 電気工事
- (10) 管工事
- (11) タイル・れんが・ブロック工事
- (12) 鋼構造物工事
- (13) 鉄筋工事
- (14) 舗装工事
- (15) しゅんせつ工事
- (16) 板金工事
- (17) ガラス工事
- (18) 塗装工事
- (19) 防水工事
- (20) 内装仕上工事

- (21) 機械器具設置工事
- (22) 熱絶縁工事
- (23) 電気通信工事
- (24) 造園工事
- (25) さく井工事
- (26) 建具工事
- (27) 水道施設工事
- (28) 消防施設工事
- (29) 清掃施設工事
- (30) 解体工事

2 競争入札に参加することができない者

- (1) 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者（特別の理由がある場合を除く。）
- (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者（特別の理由がある場合を除く。）
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者
- (4) 次のいずれかに該当すると認められる者でその事実があった後別に定める期間を経過しないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
  - ア 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
  - イ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
  - ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
  - エ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
  - オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
  - カ 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者
  - キ アからカまでのいずれかに該当する事実があった後別に定める期間を経過しない者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (5) 経営状態が著しく不健全であると認められる者

- (6) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項に規定する許可を受けていない者
- (7) 建設業法第27条の23第1項に基づく経営に関する客観的事項の審査を受けていない者
- (8) 共同企業体でその構成員が前各号のいずれかに該当するもの

### 3 申請の受付期間

令和7年1月14日から同年2月5日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後8時まで

### 4 申請の受付方法

#### (1) 申請方法

インターネットを利用して下記北九州市技術監理局契約部ホームページアドレスから北九州市入札参加資格審査申請システムにアクセスし、画面上の申請フォームに必要事項を入力し、送信した後、速やかに次号に定める書類を提出する。

北九州市技術監理局契約部ホームページアドレス

<http://www.k-nyusatsu.city.kitakyushu.jp>

#### (2) 提出書類

申請内容を電子的に送付した後、次に掲げる書類（以下「提出書類」という。）を書留郵便にて提出すること。ただし、提出書類エ、オ、キ、ケからセまで及びチは、必要に応じて提出することとする。

なお、提出書類ウ、エ、クからシまで及びツは、前号による申請の後、北九州市入札参加資格審査申請システムより入手することができる。

- ア 登記事項証明書
- イ 経営規模等評価結果通知書の写し
- ウ 使用印鑑届
- エ 委任状
- オ 建設業許可申請書の別表
- カ 印鑑証明書
- キ 給与支払報告書（総括表）の写し
- ク 工事用機械器具調書
- ケ 主観点による加点の辞退届
- コ 北九州市内事業所等調書
- サ 保有作業船調書
- シ 舗装工事関係機械調書
- ス 社会的責任・社会貢献関係資料

- セ 北九州市税に係る納税証明書
- ソ 消費税及び地方消費税に係る納税証明書
- タ 労働保険料納入証明書
- チ 社会保険等関係届出書
- ツ 誓約書

(3) 提出先

〒803-8501  
北九州市小倉北区域内1番1号  
北九州市技術監理局契約部契約制度課

(4) 申請に用いる言語

申請に用いる言語は日本語とし、提出書類で外国語を用いて記載しているものは日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

5 規則第12条第2項第2号の審査基準日

令和7年1月1日

6 競争入札参加資格の審査結果の通知

令和7年5月31日までに資格審査結果通知書により通知する。

7 競争入札参加資格の有効期間

令和7年6月1日から令和9年5月31日まで

8 競争入札参加資格を有する者の名簿の公開方法

北九州市上下水道局総務経営部経営企画課及び北九州市立文書館で閲覧に供するとともに北九州市技術監理局契約部ホームページで公開する。

9 公告に関する問合せ先

北九州市上下水道局総務経営部経営企画課  
北九州市小倉北区大手町1番1号  
電話 093-582-3137  
FAX 093-582-3100

北九州市交通局公告第42号

令和7年6月1日から令和9年5月31日までの間において、北九州市交通局が発注する建設工事の一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有する者の名簿を作成するために、北九州市交通局建設工事競争入札参加者の資格及び審査等に関する規程（平成6年北九州市交通局管理規程第3号）第2条において準用する北九州市建設工事競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成6年北九州市規則第59号。以下「規則」という。）第4条第2項（規則第11条において準用する場合を含む。）の定時受付を行うので、規則第4条第4項（規則第11条において準用する場合を含む。）の規定により、競争入札参加資格の審査の申請書の提出時期、受付方法等を次のとおり公告する。

令和6年12月16日

北九州市交通局長 白石基

1 建設工事の種類

- (1) 土木工事
- (2) 港湾工事
- (3) 建築工事
- (4) 大工工事
- (5) 左官工事
- (6) とび・土工・コンクリート工事
- (7) 石工事
- (8) 屋根工事
- (9) 電気工事
- (10) 管工事
- (11) タイル・れんが・ブロック工事
- (12) 鋼構造物工事
- (13) 鉄筋工事
- (14) 舗装工事
- (15) しゅんせつ工事
- (16) 板金工事
- (17) ガラス工事
- (18) 塗装工事
- (19) 防水工事
- (20) 内装仕上工事

- (21) 機械器具設置工事
- (22) 熱絶縁工事
- (23) 電気通信工事
- (24) 造園工事
- (25) さく井工事
- (26) 建具工事
- (27) 水道施設工事
- (28) 消防施設工事
- (29) 清掃施設工事
- (30) 解体工事

2 競争入札に参加することができない者

- (1) 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者（特別の理由がある場合を除く。）
- (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者（特別の理由がある場合を除く。）
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者
- (4) 次のいずれかに該当すると認められる者でその事実があった後別に定める期間を経過しないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
  - ア 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
  - イ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
  - ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
  - エ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
  - オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
  - カ 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者
  - キ アからカまでのいずれかに該当する事実があった後別に定める期間を経過しない者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (5) 経営状態が著しく不健全であると認められる者

- (6) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項に規定する許可を受けていない者
- (7) 建設業法第27条の23第1項に基づく経営に関する客観的事項の審査を受けていない者
- (8) 共同企業体でその構成員が前各号のいずれかに該当するもの

### 3 申請の受付期間

令和7年1月14日から同年2月5日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後8時まで

### 4 申請の受付方法

#### (1) 申請方法

インターネットを利用して下記北九州市技術監理局契約部ホームページアドレスから北九州市入札参加資格審査申請システムにアクセスし、画面上の申請フォームに必要事項を入力し、送信した後、速やかに次号に定める書類を提出する。

北九州市技術監理局契約部ホームページアドレス

<http://www.k-nyusatsu.city.kitakyushu.jp>

#### (2) 提出書類

申請内容を電子的に送付した後次に掲げる書類（以下「提出書類」という。）を書留郵便にて提出すること。ただし、提出書類エ、オ、キ、ケからセまで及びチは、必要に応じて提出することとする。

なお、提出書類ウ、エ、クからシまで及びツは、前号による申請の後、北九州市入札参加資格審査申請システムより入手することができる。

- ア 登記事項証明書
- イ 経営規模等評価結果通知書の写し
- ウ 使用印鑑届
- エ 委任状
- オ 建設業許可申請書の別表
- カ 印鑑証明書
- キ 給与支払報告書（総括表）の写し
- ク 工事用機械器具調書
- ケ 主観点による加点の辞退届
- コ 北九州市内事業所等調書
- サ 保有作業船調書
- シ 舗装工事関係機械調書
- ス 社会的責任・社会貢献関係資料

- セ 北九州市税に係る納税証明書
- ソ 消費税及び地方消費税に係る納税証明書
- タ 労働保険料納入証明書
- チ 社会保険等関係届出書
- ツ 誓約書

(3) 提出先

〒803-8501  
北九州市小倉北区域内1番1号  
北九州市技術監理局契約部契約制度課

(4) 申請に用いる言語

申請に用いる言語は日本語とし、提出書類で外国語を用いて記載しているものは日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

5 規則第12条第2項第2号の審査基準日

令和7年1月1日

6 競争入札参加資格の審査結果の通知

令和7年5月31日までに資格審査結果通知書により通知する。

7 競争入札参加資格の有効期間

令和7年6月1日から令和9年5月31日まで

8 競争入札参加資格を有する者の名簿の公開方法

北九州市交通局総務経営課及び北九州市立文書館で閲覧に供するとともに北九州市技術監理局契約部ホームページで公開する。

9 公告に関する問合せ先

北九州市交通局総務経営課  
北九州市若松区東小石町3番1号  
電話 093-771-8401  
FAX 093-771-8422

## 北九州市公営競技局公告第39号

令和7年6月1日から令和9年5月31日までの間において、北九州市公営競技局が発注する建設工事の一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有する者の名簿を作成するために、北九州市公営競技局建設工事競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成30年北九州市公営競技局管理規程第9号）第2条において準用する北九州市建設工事競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成6年北九州市規則第59号。以下「規則」という。）第4条第2項（規則第11条において準用する場合を含む。）の定時受付を行うので、規則第4条第4項（規則第11条において準用する場合を含む。）の規定により、競争入札参加資格の審査の申請書の提出時期、受付方法等を次のとおり公告する。

令和6年12月16日

北九州市公営競技局長 春日伸一

### 1 建設工事の種類

- (1) 土木工事
- (2) 港湾工事
- (3) 建築工事
- (4) 大工工事
- (5) 左官工事
- (6) とび・土工・コンクリート工事
- (7) 石工事
- (8) 屋根工事
- (9) 電気工事
- (10) 管工事
- (11) タイル・れんが・ブロック工事
- (12) 鋼構造物工事
- (13) 鉄筋工事
- (14) 舗装工事
- (15) しゅんせつ工事
- (16) 板金工事
- (17) ガラス工事
- (18) 塗装工事
- (19) 防水工事
- (20) 内装仕上工事

- (21) 機械器具設置工事
- (22) 熱絶縁工事
- (23) 電気通信工事
- (24) 造園工事
- (25) さく井工事
- (26) 建具工事
- (27) 水道施設工事
- (28) 消防施設工事
- (29) 清掃施設工事
- (30) 解体工事

2 競争入札に参加することができない者

- (1) 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者（特別の理由がある場合を除く。）
- (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者（特別の理由がある場合を除く。）
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者
- (4) 次のいずれかに該当すると認められる者でその事実があった後別に定める期間を経過しないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
  - ア 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
  - イ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
  - ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
  - エ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
  - オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
  - カ 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者
  - キ アからカまでのいずれかに該当する事実があった後別に定める期間を経過しない者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (5) 経営状態が著しく不健全であると認められる者

- (6) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項に規定する許可を受けていない者
- (7) 建設業法第27条の23第1項に基づく経営に関する客観的事項の審査を受けていない者
- (8) 共同企業体でその構成員が前各号のいずれかに該当するもの

### 3 申請の受付期間

令和7年1月14日から同年2月5日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後8時まで

### 4 申請の受付方法

#### (1) 申請方法

インターネットを利用して下記北九州市技術監理局契約部ホームページアドレスから北九州市入札参加資格審査申請システムにアクセスし、画面上の申請フォームに必要事項を入力し、送信した後、速やかに次号に定める書類を提出する。

北九州市技術監理局契約部ホームページアドレス

<http://www.k-nyusatsu.city.kitakyushu.jp>

#### (2) 提出書類

申請内容を電子的に送付した後、次に掲げる書類（以下「提出書類」という。）を書留郵便にて提出すること。ただし、提出書類エ、オ、キ、ケからセまで及びチは、必要に応じて提出することとする。

なお、提出書類ウ、エ、クからシまで及びツは、前号による申請の後、北九州市入札参加資格審査申請システムより入手することができる。

- ア 登記事項証明書
- イ 経営規模等評価結果通知書の写し
- ウ 使用印鑑届
- エ 委任状
- オ 建設業許可申請書の別表
- カ 印鑑証明書
- キ 給与支払報告書（総括表）の写し
- ク 工事用機械器具調書
- ケ 主観点による加点の辞退届
- コ 北九州市内事業所等調書
- サ 保有作業船調書
- シ 舗装工事関係機械調書
- ス 社会的責任・社会貢献関係資料

- セ 北九州市税に係る納税証明書
- ソ 消費税及び地方消費税に係る納税証明書
- タ 労働保険料納入証明書
- チ 社会保険等関係届出書
- ツ 誓約書

(3) 提出先

〒803-8501  
北九州市小倉北区域内1番1号  
北九州市技術監理局契約部契約制度課

(4) 申請に用いる言語

申請に用いる言語は日本語とし、提出書類で外国語を用いて記載しているものは日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

5 規則第12条第2項第2号の審査基準日

令和7年1月1日

6 競争入札参加資格の審査結果の通知

令和7年5月31日までに資格審査結果通知書により通知する。

7 競争入札参加資格の有効期間

令和7年6月1日から令和9年5月31日まで

8 競争入札参加資格を有する者の名簿の公開方法

北九州市公営競技局総務課及び北九州市立文書館で閲覧に供するとともに北九州市技術監理局契約部ホームページで公開する。

9 公告に関する問合せ先

北九州市公営競技局総務課  
北九州市若松区赤岩町13番1号  
電話 093-791-5010  
FAX 093-791-1476

北九州市教育委員会教育長告示第1号

北九州市立図書館規則（昭和47年北九州市教育委員会規則第9号）第20条の規定により、北九州市立八幡図書館の指定管理者を次のとおり告示する。

令和6年12月16日

北九州市教育委員会

教育長 田島裕美

指定管理者に管理を行わせる施設	指定管理者に指定した者		指定する期間
	名称	住所	
北九州市立八幡図書館	株式会社図書館流通センター	東京都文京区大塚三丁目1番6号	令和7年4月1日から令和12年3月31日まで